

13 平成 22 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,746	2	1,750	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 22 年 4 月 1 日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 22 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)

(注) 4 平成 22 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市 5.4% (平成 22 年度分) 半田市 5.6% (平成 22 年度分)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,745	3	1,750	—
構 成 比	0.1%	99.7%	0.2%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 22 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から) 宮崎市 3,500 円 (平成 21 年度から)

(注) 3 平成 22 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市 2,700 円 (平成 22 年度分) 半田市 100 円 (平成 22 年度分)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課 税 団 体
		12.6% ～13.1%	13.2% ～13.9%	14.0% ～14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	6	21
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	102	1	9	9	230	249	351	165
人口 5 万未満の市	72	5	6	7	136	154	226	17
町 村	548	11	19	27	305	362	910	31
合 計	724	17	34	43	675	769	1,493	234
構 成 比	48.5%	1.1%	2.3%	2.9%	45.2%	51.5%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	4	5	26	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	382	—	1	—	127	128	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,333	1	4	1	380	386	1,720	7
構 成 比	0.1	77.5%	0.1%	0.2%	0.1%	22.1%	22.5%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	4	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	375	—	2	—	133	135	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,326	1	5	1	386	393	1,720	7
構 成 比	0.1	77.1%	0.1%	0.3%	0.1%	22.4%	22.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	374	—	1	—	135	136	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,324	1	4	1	389	395	1,720	7
構 成 比	0.1	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	374	—	1	—	135	136	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,324	1	4	1	389	395	1,720	7
構 成 比	0.1	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	372	—	1	—	137	138	510	6
人口 5 万未満の市	—	175	—	1	—	67	68	243	—
町 村	—	756	—	2	1	182	185	941	—
合 計	1	1,322	1	4	1	391	397	1,720	7
構 成 比	0.1	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.7%	23.1%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	15
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	469	91.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	42	8.2	511	100.0	213
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	42	8.2			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	199	80.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	45	18.2	247	100.0	137
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	48	19.4			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	869	92.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	54	5.7	941	100.0	273
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.9			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	72	7.7			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,566	90.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	141	8.2	1,728	100.0	638
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	21	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	162	9.4			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。